

議案第 36 号

橋本市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市指定地域密着型介護老人福祉施設に関する条例の一部を改正する条例

橋本市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等に関する条例(平成24年橋本市条例第44号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>橋本市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項第1号、第115条の12第2項第1号並びに第115条の22第2項第1号の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)、指定地域密着型介護予防サービス事業者(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。及び指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。))の指定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者) 第4条 略 (指定介護予防支援事業者の指定に関する申請者) 第5条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。</p> <p>(暴力団の排除) 第6条 前3条の法人は、役員等(法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。)が橋本市暴力団排除条例(平成23年橋本市条例第27号)第2条第3号に規定する暴力団員等であつてはならない。</p>	<p>橋本市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等に関する条例</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第115条の12第2項第1号の規定に基づき、指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員及び指定地域密着型サービス事業者の指定に関する申請者並びに指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者を定めるものとする。</p> <p>(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者) 第4条 略 (暴力団の排除) 第5条 前2条の法人は、役員等(法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。)が橋本市暴力団排除条例(平成23年橋本市条例第27号)第2条第3号に規定する暴力団員等であつてはならない。</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。